

障害者活躍推進計画

機関名	山梨県監査委員事務局
任命権者	山梨県代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
山梨県監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>山梨県監査委員事務局においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、正規職員の募集・採用は当機関で行っておらず、任期付き非常勤職員等についてもこれまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の人事異動に伴い、障害者は若干名在籍しているが、これまで個別に対応することで特段問題は生じていないことから、組織的な体制整備は行ってこなかった。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>なし</p> <p>※当機関で募集、採用の見込みがないため</p>
② 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況を把握予定。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として事務局次長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局職員に周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障害者から従来の業務遂行が困難となった等の相談があった場合には、関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する</p>
4. その他	<p>○「山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>